

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 5. 1 0改正)	現 行 (R 4. 1 0)
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法</p> <p>ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。</p> <p>2～15 [略]</p> <p>16 試料を採取するオールコアボーリング ※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>収め</u>、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>試料</u>の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>第3-4条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章～第12章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等</p> <p>受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>第15条～第39条 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法</p> <p>ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。</p> <p>2～15 [略]</p> <p>16 試料を採取するオールコアボーリング ※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。</p> <p>ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>納め</u>、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>資料</u>の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>第3-4条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章～第12章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続き等</p> <p>受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う 【新設】 関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>第15条～第39条 [略]</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 5. 1 0改正)	現 行 (R 4. 1 0)
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>改正なし</p> <p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(1) ~ (45) [略]</p> <p>(46) 「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領(案)をいう。 この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と【削除】読み替えるものとする。</p> <p>(47) ~ (52) [略]</p> <p>第3条 ~ 第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続等</p> <p>受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等</u>、関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、測量法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第23条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第36条(計画書についての助言)、第37条(公共測量の表示等)、第40条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>第15条 ~ 第38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第58条 転写連続地図の作成</p> <p>第52条第1項により転写した地図は、各葉を<u>複写</u>して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>改正なし</p> <p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 [略]</p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>(1) ~ (45) [略]</p> <p>(46) 「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領(案)をいう。 この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と、<u>「基準細則」とあるのは「運用方針」と</u>読み替えるものとする。</p> <p>(47) ~ (52) [略]</p> <p>第3条 ~ 第13条 [略]</p> <p>第14条 関係官公庁への手続等</p> <p>受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う【新設】関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>【新設】</p> <p>第15条 ~ 第38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第58条 転写連続地図の作成</p> <p>第52条第1項により転写した地図は、各葉を<u>転写</u>して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 5. 1 0改正)	現 行 (R 4. 1 0)
<p>第59条 [略]</p> <p>第4章～第9章 [略]</p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第141条～第142条 [略]</p> <p>第143条 敷地使用実態の調査 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 第123条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</p> <p>③ <u>営業要領第2条第1項第1号ロ(2)</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第11章～第13章 [略]</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第161条～第162条 [略]</p> <p>第163条 水準測量</p> <p><u>地盤変動要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点(公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件)から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。</u></p> <p><u>(1) 観測手簿</u></p> <p><u>(2) 計算簿</u></p> <p><u>(3) 点の記</u></p> <p><u>(4) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p><u>2 前項により難い場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p>第164条～第165条 [略]</p>	<p>第59条 [略]</p> <p>第4章～第9章 [略]</p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第141条～第142条 [略]</p> <p>第143条 敷地使用実態の調査 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 第132条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</p> <p>③ <u>第123条第2号②</u>の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第11章～第13章 [略]</p> <p>第14章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第161条～第162条 [略]</p> <p>【新設】</p> <p>第163条～第164条 [略]</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R 5. 1 0改正)	現 行 (R 4. 1 0)
<p>第15章 費用負担の説明 第166条～第171条 [略]</p> <p>第16章 騒音等調査 第172条～第173条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成 第174条～第186条 [略]</p> <p>第18章 物件調書の作成 第187条 [略]</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成 第188条～第191条 [略]</p> <p>第20章 完成図書の作成 第192条～第194条 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査 第195条～第196条 [略]</p> <p>第22章 写真台帳の作成 第197条 [略]</p>	<p>第15章 費用負担の説明 第165条～第170条 [略]</p> <p>第16章 騒音等調査 第171条～第172条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成 第173条～第185条 [略]</p> <p>第18章 物件調書の作成 第186条 [略]</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成 第187条～第190条 [略]</p> <p>第20章 完成図書の作成 第191条～第193条 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査 第194条～第195条 [略]</p> <p>第22章 写真台帳の作成 第196条 [略]</p>